



我が街が誇る

名匠・達人募集

優れた技術・技能者を「塩釜商工会議所マイスター」(名匠、達人)として表彰します。この表彰は、技術・技能の社会的評価を高めるとともに、優れた技能・技術の継承、発展及び人材の育成を図り、地域産業の振興に役立てることを目的としています。

受賞者については、11月に開催する会員交流会の席上表彰し、表彰盾と副賞を贈呈します。下記募集要領、裏面表彰規程をご覧くださいの上、卓越した技能・技術等をお持ちの方をご推薦ください。

【募集要領】

- ・対象者 当該技能の第一人者であることなど、裏面の顕彰規程第3条に該当される方
- ・申請方法 推薦書にご記入の上、添付書類と合わせ、当所総務課までご持参下さい。推薦書は当所ホームページからダウンロードできるほか、総務課窓口でのお受け取りも可能です。
※推薦書のご記入は、
推薦を受ける方が従業員の場合・所属する事業所の代表者
〃 代表者の場合・本人
- ・申請期間 令和6年8月1日(木)～8月20日(火)

【顕彰者決定】 「マイスター顕彰選考委員会(常議員会)」において決定します。

【表彰式】(会員交流会)

日 時 令和6年11月14日(木) 午後3時30分
場 所 ホテルグランドパレス塩釜

お問合せ先 塩釜商工会議所 総務課
TEL (367) 5111
塩釜市港町1丁目6-20

塩釜商工会議所マイスター顕彰規程

(目的)

第1条 この規定は、会員事業所における、さまざまな優れた技術・技能者を「塩釜商工会議所マイスター」(名匠・達人を指す)として表彰することにより、その社会的評価を高めるとともに、優れた技術・技能の継承、発展及び人材の育成を図り、地域産業の振興に資することを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 この規定による表彰は「塩釜商工会議所マイスター」と称する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、会員事業所における全業種に係る技能者のうち、表彰の期日現在において、同一職種に20年以上従事し、年齢が満40歳以上である者で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 技術・技能が極めて優秀で、地域において当該技能の第一人者及び当市の誇りうる人材であること。
- (2) 勤務成績、日常行為において他の技術・技能者の模範となる者
- (3) 後進技能者に技能の指導を行い、技能者の育成に寄与したこと、又は技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、会員事業所の代表者または、事業主が行う。

- 2 被表彰候補者を推薦しようとする者は、塩釜商工会議所マイスター推薦書を会頭に提出しなければならない。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者の決定には、「塩釜商工会議所マイスター選考委員会」(以下「選考委員会」という)を置き、総合的な見地から審査を行い、推薦のあった者の中から被表彰者として適当な者を選考し、常議員会がこれを決定する。

- 2 選考委員会は、塩釜商工会議所の各部会長等で構成する。
- 3 選考委員会における委員は、会頭が委嘱する。

(被表彰者)

第6条 被表彰者数は、毎年2名程度とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、会頭が別に定める。